

就労者に対する日本語教育人材について指摘されている課題について

- 日本語教育を必要とする就労者としての外国人材の活動分野・職種は拡がっているが、就労者に対する日本語教育人材は、多様な就労の現場と協働し、それぞれのニーズに応じた日本語教育プログラムを実践することができる人材である。そのため、就労者に対する日本語教育人材の研修については、分野別・職種別に細分化せずに就労全般の日本語教育に携わる日本語教師を対象とする。
- 就労のための日本語教育は、就職活動を含めた就労準備のための日本語教育と、就職後の社内外のコミュニケーションや各業界の専門知識を含めた業務遂行のための日本語教育に分けられる。
- 留学生に対する就職支援のための日本語教育の必要性が高まり、技能実習制度においては、特に介護の分野で日本語によるコミュニケーション能力が求められるようになるなど、就労の分野で日本語教育の需要が増しているが、実践的な日本語教育を行う日本語教師は不足しているという指摘がある。
- 就労に関する日本語教師に対する研修は、厚生労働省の外国人就労・定着支援研修事業に関連するなどして一部行われているものの、研修プログラムの数は限られており、日本語教師の育成が需要に追いついていないとの指摘がある。
- 従来のビジネス日本語教育は、社外コミュニケーションが中心となっており、社内コミュニケーションに重きが置かれていないことが多かった。例えば、就職後には社内メール等の「書く力」も日常的に求められるため、そういったニーズに対応した日本語教育プログラムが必要であり、同時にそういった日本語教育を実践できる就労の分野における日本語教師が求められている。
- 日本語教育の専門性を持たない事業所の職員が日本語指導を行うケースや、通訳者等が日本語教育の専門性や経験は問われずに日本語指導者として採用されるケースなどがあり、就労に関する日本語教師の資質・能力について課題が指摘されている。